

又は最寄りの各地域県民局地域農林水産部林業振興課（別添）に問い合わせてください。

（注） 森林病虫害等防除法第3条又は第5条の規定に基づき、農林水産大臣（第3条）又は都道府県知事（第5条）は森林病虫害のまん延を防止するため、区域と期間を定めて駆除命令を発することができることされており、当該区域から丸太、緑化木等を移動することは制限されています。

（2） 移動の制限がない区域から移入したマツについても、マツの状態やマツノマダラカミキリの付着の有無、脱出孔、産卵痕等を確認し、異常が見られる場合は県林政課又は最寄りの各地域県民局地域農林水産部林業振興課（別添）まで速やかに報告するとともに、薬剤散布処理を行ってください。又、枯損が見られるマツについては焼却処分してください。

（3） マツノマダラカミキリの活動期である夏季（6月～9月）の移入は避けてください。

（4） 松くい虫被害地域からマツ材（丸太、支柱等）を持ち込まないでください。

（5） 植栽施行地や苗畑その他で枯れたマツや衰弱したマツを発見した時は、県林政課又は最寄りの各地域県民局地域農林水産部林業振興課（別添）まで速やかに連絡し、相談してください。

※ 文中の「マツ」とは、マツ科マツ属のアカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ等のほか外国産マツを含みます。

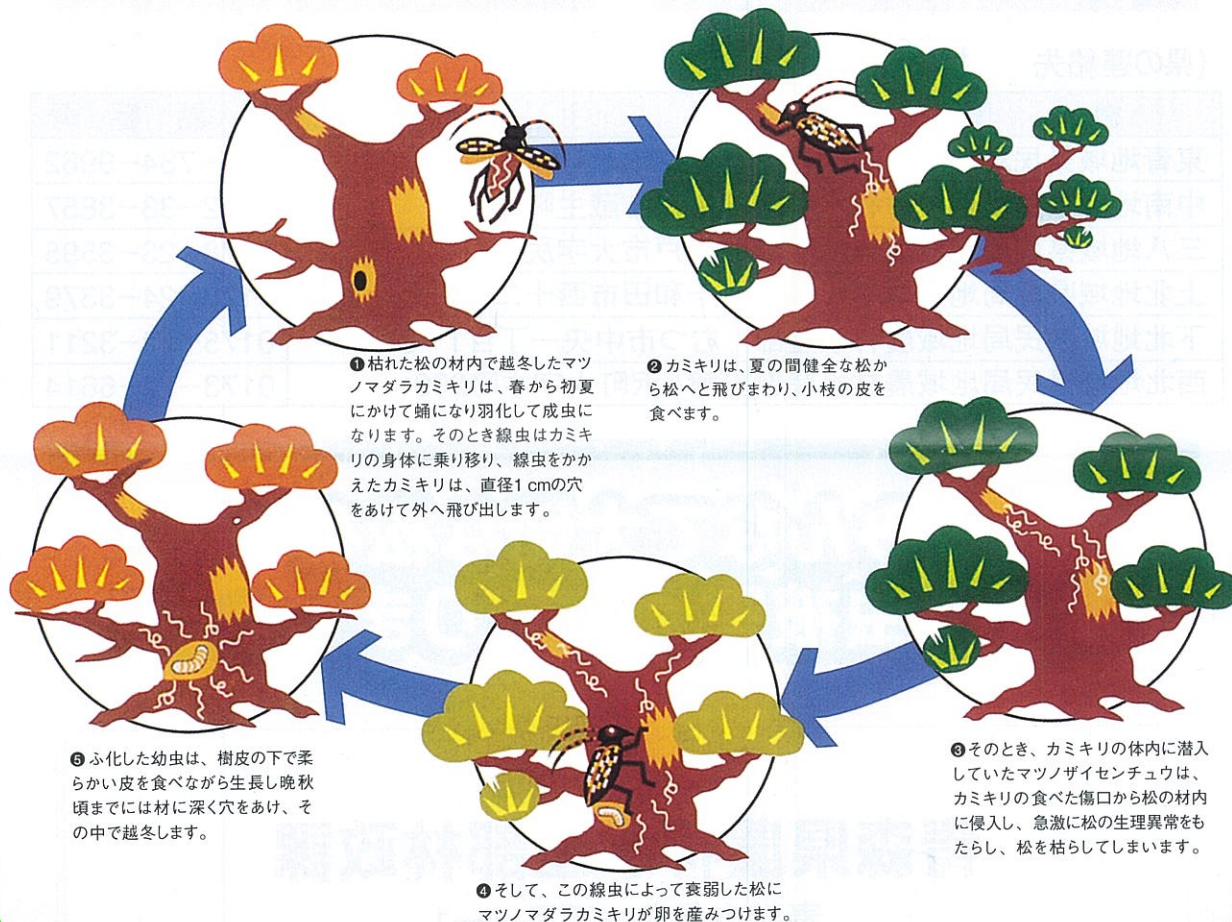
担当：林政課 森林保全グループ
主幹 成田 鶴美
TEL：017-734-9513（直通）

最近、急に枯れた松を見かけたことはありませんか？

松くい虫被害は松を枯らす伝染病です。
本県の松を次の世代へと引き継ぎましょう。

松くい虫被害とは！！

松枯れの犯人はマツノザイセンチュウという線虫です。
このマツノザイセンチュウは1 mmにも満たない線虫です。
その線虫を健全な松に媒介し、被害をまん延させるのが体調3 cm程のマツノマダラカミキリという昆虫です。
つまり線虫が松枯れの犯人（病原体）で、カミキリがその「運び屋」なのです。
このため松を守るには病原体であるマツノザイセンチュウと運び屋のマツノマダラカミキリとの関係をどこかで断ち切る必要があるのです。



ご協力ください

枯れている松や枯れかかっている松を見つけたときは、もよりの地域県民局地域農林水産部、地元の市町村役場、森林組合までお知らせください。

皆様からの情報提供により、県、市町村、森林組合等が枯れた松を調査いたします。

松くい虫被害の病原体・病原体を運ぶ虫

病原体マツノザイセンチュウ



病原体を運ぶ虫マツノマダラカミキリ



(県の連絡先 担当課：林業振興課)

機 関 名	住 所	電 話 番 号
東青地域県民局地域農林水産部	青森市新町二丁目4-30	017-734-9962
中南地域県民局地域農林水産部	弘前市蔵主町4	0172-33-3857
三八地域県民局地域農林水産部	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-23-3595
上北地域県民局地域農林水産部	十和田市西十二番町20-12	0176-24-3379
下北地域県民局地域農林水産部	むつ市中央一丁目1-8	0175-22-3211
西北地域県民局地域農林水産部	鱒ヶ沢町大字本町209	0173-72-6614

みんなで大切な松を
松くい虫被害から守りましょう。

発 行

青森県農林水産部林政課

青森市長島一丁目 1-1

TEL 017-734-9513 FAX 017-734-8145